

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から53年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、昭和49年12月、家業に従事するため会社を辞めてA市の実家に戻り、転入手続時に国民年金の加入手続を行った。

また、弟も昭和52年4月ごろ、家業に従事するため会社を辞めて実家に戻り、国民年金に加入している。

家族の保険料は、毎月、母が金融機関において納付しており、申立期間において、両親、妻及び弟の保険料が納付済みであるのに、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（約32年）の保険料をすべて納付している上、その両親も制度発足時の昭和36年4月から60歳到達までの期間の保険料をおおむね納付していることから、申立人家族の納付意識は比較的高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、昭和54年9月ごろに払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間のうち、52年7月から53年3月までの保険料を過年度納付することが可能であった上、事実、申立期間直後の同年4月から54年3月までの保険料が同年10月31日に過年度納付されていることがA市役所作成の国民年金被保険者名簿により確認できることから、家族の保険料を納付していたとする納

付意識の高い申立人の母が、申立期間のうち、過年度納付が可能であった52年7月から53年3月までの保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

2 一方、申立期間のうち、昭和50年1月から52年6月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により保険料を納付することができない上、申立人の保険料を納付したとするその母は高齢であるため、当該期間の具体的な納付状況について証言を得ることができない。

また、国民年金受付処理簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険の資格取得日は昭和21年12月2日、資格喪失日は22年5月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年12月は240円、22年1月から同年4月までは360円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月2日から22年7月1日まで
社会保険事務所(当時)から、「A社B工場に係る厚生年金保険加入記録の中に、あなたと同姓同名、同じ生年月日の被保険者の記録がある。」との連絡を受けた。

私は、申立期間当時、A社B工場で勤務していたと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和21年12月2日と記載されていることが確認できるものの、資格喪失日は記載されていない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳にも資格喪失日は記載されておらず、社会保険事務所において申立人に係る年金記録が適正に管理されていたとは考え難い。

さらに、申立期間当時、A社B工場で、申立人と一緒に勤務していたとする申立人の姪が、「自分は、昭和22年7月ごろに退職し、C地に戻ってきた。申立人は、私より1か月前から2か月前に退職し、C地へ戻ったと記憶している。」と証言している。

加えて、上記姪は、「申立人は、申立人と同じ集落から働きに行っていた同僚のうちの一人と同時期に退職し、一緒にC地へ戻った。」と証言しており、

当該同僚も、「自分は申立人と一緒にC地へ戻ってきたと思う。」と証言しているが、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、当該同僚のものと思われる未統合の加入記録が確認できるところ、当該記録の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和22年5月1日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が、昭和21年12月2日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、申立人の被保険者資格の喪失日については、22年5月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者の記録から、昭和21年12月は240円、22年1月から同年4月までは360円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月、同年5月、同年7月から同年11月までの期間、63年5月、同年11月、同年12月、平成4年8月、5年8月、同年10月、6年8月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から同年5月まで
② 昭和62年7月から同年11月まで
③ 昭和63年5月
④ 昭和63年11月から同年12月まで
⑤ 平成4年8月
⑥ 平成5年8月
⑦ 平成5年10月
⑧ 平成6年8月
⑨ 平成6年12月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録及び納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間の国民年金加入手続は、私がA町役場（現在は、B市役所）において行い、保険料の納付は母が行ってくれていた。

申立期間①から⑤までが未加入とされ、申立期間⑥から⑨までが未納とされていることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から④までについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、平成元年11月から2年1月までの間に払い出されたものと推認できる上、A町役場作成の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳には、申立人の最初の資格取得日が元年11月26日とされてお

り、申立期間①から④までは国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されず保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

- 2 申立期間⑤について、当該期間は、A町役場作成の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、国民年金の未加入期間であることが確認できるものの、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄には、当該期間が国民年金の被保険者期間と記載され、A町役場のゴム印が押されていることから、納付書が発行された可能性は否定できない。

しかしながら、当該記載は、筆跡などからみて、平成9年1月ごろの国民年金の再加入手続の際にA町役場が追記した可能性がある上、申立人の保険料を納付したとするその母の保険料納付に関する記憶は曖昧であり、当該期間の具体的な納付状況が不明である。

- 3 申立期間⑥から⑨までについて、申立期間⑥及び⑦を含む平成5年8月から同年10月までの期間、申立期間⑧、申立期間⑨、保険料が納付済みとなっている7年10月の国民年金被保険者期間は、9年1月30日に資格記録が変更されるまでは未加入期間であったことがオンライン記録により確認でき、事実、A町役場作成の国民年金被保険者名簿により、7年10月分の保険料が資格記録変更後の9年2月17日に納付されたことが確認できることから、資格記録変更後に納付書が発行されたものと推認できる。

しかしながら、平成9年1月の資格記録の変更時点では、申立期間⑥から⑧までの期間は、時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間⑨は時効直前の期間であり、納付書が発行された可能性は否定できないものの、申立人の保険料を納付したとするその母の保険料納付に関する記憶は曖昧であり、当該期間の具体的な納付状況が不明である。

- 4 申立期間①から⑨までについて、申立人の母が家計簿から転記したとする申立人の保険料納付に関するメモには、保険料の納付年月日、納付金額等が記載されているものの、納付年月日からみて、現在納付済みとなっている期間についての記載であると考えられ、その他各申立期間の保険料納付を推認できる記載は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から49年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、昭和49年4月にA町役場（現在は、B市役所A出張所）に採用され、C組合に加入していたが、54年に総務課の給与担当職員から「社会保険事務所（当時）の職員が役場に来て、20歳にさかのぼって国民年金保険料を納付できると説明された。あなたが了承すれば、夏の賞与から一括して引き去ります。」と提案されたので了承した。私のほかにも同様の提案を受けた職員がいたと思う。

夏の賞与は6月に支給され、申立期間の保険料として引き去りされた金額は正確には覚えていないものの、当時の俸給月額は約7万円、賞与はその約2か月分であり、保険料引き去り後の残額は数千円であったと記憶している。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を昭和54年6月支給の賞与から一括して納付したとしているが、申立人に一括納付を提案したとする給与担当職員は既に亡くなっているため、具体的な保険料納付状況等について証言を得ることができない。

また、B市役所は、昭和54年6月当時の給与書類を廃棄済みである上、当時の総務課職員に聴取したものの、給与事務は申立人に一括納付を提案した職

員だけが行っていたとして、申立内容の事実があったかどうかは承知していないとしている。

さらに、申立人が給与担当職員から一括納付の提案を受けた際に同席していたとする職員は、そのような事実は覚えていないとしている上、申立人と同様の提案を受け保険料を一括納付した記憶があるとする職員は、20歳前からA町役場（当時）に採用されC組合に加入していることから、国民年金に加入することのできる期間は存在せず、その記憶は曖昧である。

加えて、A町役場に採用されC組合に加入する以前に国民年金の未加入期間が存在する複数の同僚に聴取しても、申立人と同時期に同様の提案を受けたとする者は確認できなかった。

その上、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年1月から同年3月までの期間及び12年8月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、平成14年4月から16年1月までの期間、同年10月から17年5月までの期間、同年10月、同年11月、18年3月、同年4月及び20年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年1月から同年3月まで
② 平成12年8月から13年3月まで
③ 平成14年4月から16年1月まで
④ 平成16年10月から17年5月まで
⑤ 平成17年10月から同年11月まで
⑥ 平成18年3月から同年4月まで
⑦ 平成20年1月

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の免除及び納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。申立期間①及び②は、申請免除の手続きを行っていたはずであり、申立期間③から⑦までの保険料は、郵便局又は銀行において納付していたので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、オンライン記録により、平成11年5月及び13年5月に保険料の免除申請を行ったことが確認でき、申請免除については、申請のあった日の属する月の前月以降に適用とされていることから、申立期間①及び②にさかのぼって保険料の免除を受けることができない。

また、申立人の免除申請手続に関する記憶は曖昧^{あいまい}である上、申立期間の保険料を申請免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申請免除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間③から⑦までについて、申立人は、郵便局又は銀行において保険料を納付していたとするものの、各申立期間の保険料納付に関する記憶が曖昧^{あいまい}である。

また、申立人が申立期間⑥直後に勤務した事業所の保管する「平成 18 年源泉徴収票控」には、社会保険料等の控除金額が「0」と記載されており、保険料の納付事実が確認できない。

さらに、当時、金融機関等で保険料納付を行った場合、保険料を収納した金融機関等が領収済通知書を光学式文字読取機（OCR）などで機械的に処理し、電磁的データにより国のオンライン記録に収録されることから、複数回にわたって収録漏れがあったものとは考え難い。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の基礎年金番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間③から⑦までの保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。また、申立期間③から⑦までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から58年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

私が20歳になった1年ないし2年後に、「20歳になったら所得が無くても国民年金の加入義務がある。」旨の通知が届いたので、A社会保険事務所(当時)に出向き相談したところ、20歳になれば納付義務が生じること、及び学生の場合、申請免除が可能であることを説明された。

私は、当時大学生で収入が無かったため、両親に相談の上、国民年金の加入手続を行い、両親が1年ないし2年分の未納保険料をまとめて納付してくれた。また、その後も、母が私の保険料を集金人に納付していたと記憶している。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は79か月と長期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和58年4月1日を資格取得日として夫婦連番で59年2月ごろに払い出されたものと推認でき、申立期間の大部分は、任意未加入期間であることから、制度上、保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人は、「両親が1年ないし2年分の未納保険料をまとめて納付してくれた。その後も、母が私の保険料を集金人に納付していた。」と記憶しているところ、申立人は、申立期間の大部分をB市に住民登録しており、実家の

あるA市において、両親が申立人の保険料を納付することはできない上、申立人の保険料を納付したとするその両親は高齢であるため、申立期間の具体的な納付状況について証言を得ることができない。

さらに、申立人の父の昭和52年から57年までの確定申告書控には、毎年一人分の国民年金保険料支払額が記載されているものの、当時、申立人の父も国民年金に加入し、当該期間の保険料が納付済みであることから、当該記載金額が申立人に係る保険料額と推認することはできない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和29年2月1日から30年2月1日までの期間、申立期間②のうち、33年4月3日から同年5月1日までの期間及び同年8月1日から34年1月5日までの期間、並びに申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①のうち、昭和30年2月1日から32年4月3日までの期間、並びに申立期間②のうち、同年4月3日から33年4月3日までの期間、同年5月1日から同年8月1日までの期間及び34年1月5日から同年7月25日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年2月1日から32年4月3日まで
② 昭和32年4月3日から34年7月25日まで
③ 昭和56年1月10日から57年1月ごろまで

私が60歳になる前、社会保険事務所（当時）に行き、自分の厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、期間が間違っていることが分かった。

その後、「ねんきん特別便」が送付されたので、再度社会保険事務所に向き、期間を照会したが、やはり申立期間のうち一部の期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

私が、A社に勤めていたのは、昭和29年2月1日から32年4月3日までであり、同年4月3日から34年7月25日までの期間は、B社又はC社に勤務していた。また、56年1月10日から10か月間ないし11か月間は、D社又はE社で勤務していた。

給与明細書等はないが、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和29年2月1日から30年2月1日までの期間につ

いて、申立人は、「中学校を卒業する前に、A社で勤務を開始した。」として、A社における勤務開始日を29年2月1日としている。

オンライン記録から、当該期間当時、A社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員35人のうち、照会することのできた2人はいずれも、「申立人のことを知っている。」と証言し、このうち1人は、「昭和29年4月ごろから33年4月ごろまで勤務していたと思う。」と証言していることから、少なくとも、申立人が昭和29年4月ごろから同社において勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、A社の元事業主は、「平成14年2月に会社は解散しており、書類はすべて処分したので、申立人の勤務期間に係る記録は無い。」と回答している上、上記元従業員2人を除く33人は、病気により証言できないか、その所在が確認できず証言を得られないことから、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について、確認することはできない。

また、照会することのできた元従業員のうちの一人は、「私は、昭和31年4月ごろからA社で勤務を開始した。」と証言している一方、オンライン記録から、当該元従業員は、約2か月後の昭和31年6月1日からA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、もう一人の元従業員は、「自分は人事や経理事務を行っていたが、当時は見習期間を設けていた。その間は、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言しており、当該元従業員は、A社で2回厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、それぞれ、資格を取得した日の約8か月前及び約3か月前から勤務していたと証言していることから、当該期間当時、同社は、必ずしも採用と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

なお、申立期間①のうち、昭和30年2月1日から32年4月3日までの期間について、オンライン記録から、申立人は、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

- 2 申立期間②のうち、昭和32年4月3日から33年4月3日までの期間について、申立人は、「昭和29年3月に中学校を卒業し、同年4月から定時制高校に通学した。定時制高校には4年間通学し、同校を卒業した32年3月直後の同年4月から、B社又はC社で勤務した。」として、B社又はC社における勤務開始日を32年4月3日としている。

しかしながら、申立人が通学していたF県立G高等学校H分校に係る書類を保管するF県立I高等学校は、申立人の卒業について、「県立G高等学校H分校の卒業証書台帳が残っていて、当該台帳によれば、申立人は、昭和32年度の卒業生（昭和33年3月卒業）として記録されている。」と回答し

ていることから、申立人がF県立G高等学校H分校を卒業した年月は、申立人が主張する昭和32年3月ではなく、33年3月であったことが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人は、当該期間中、A社において、厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、当該期間において、B社又はC社で勤務し、厚生年金保険に加入していたとする主張には矛盾があり、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

- 3 申立期間②のうち、昭和33年4月3日から同年5月1日までの期間について、申立人は、F県J市K町に所在したB社又はC社に勤務していたと申し立てているが、当該所在地に、B社又はC社という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できないことに加え、両社と名称が類似するL社の商業登記簿から確認できる所在地がJ市K町であることから、申立人が主張するB社又はC社は、L社であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、申立人は、昭和33年5月1日から同年8月1日までの期間、L社で厚生年金保険に加入していることが確認できる一方、同年4月3日から同年5月1日までの期間については加入記録が確認できない。

また、申立人は、「会社の専務から、『この会社は社会保険の方は、しっかり入っているので心配しなくてもよい。あなたの場合は、少し短いが大丈夫だ。』と言われたと記憶している。」としている上、L社の当時の専務は、「申立人を知っている。勤務期間については、会社の記録が保管されていないため不明であり、いつごろ退職したかは分からない。ただ、勤務期間は短い期間だった。」と証言しており、このほかに、申立人が昭和33年4月3日から同年5月1日までの期間、L社で勤務し、厚生年金保険に加入していた事実はうかがえない。

さらに、申立人は、「当時は、厚生年金基金（M厚生年金基金）に加入していたのではないか。」と主張しているところ、厚生年金基金制度の施行は、昭和41年10月1日以降である上、L社は、46年9月1日に初めて厚生年金基金に加入していることから、申立期間②当時、同社は厚生年金基金に加入していなかったことが確認できる。

なお、申立期間②のうち、昭和33年5月1日から同年8月1日までの期間については、上述のとおり、L社で厚生年金保険に加入していることが確認できる上、上述の申立人及び同社の当時の専務の証言から、申立人のL社に係る上記加入記録は、事実在即したものであることがうかがわれ、厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

- 4 申立期間②のうち、昭和33年8月1日から34年7月25日までの期間に

ついて、申立人は、「B社又はC社には、夏ごろまで勤務し、それからN地に戻って、O社には秋ごろ入社した。」として、B社又はC社における勤務終了日を同年7月25日としている。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和33年8月1日から34年1月5日までの期間について、上述のとおり、申立人が主張するB社又はC社は、L社であり、同社における勤務期間は、短期間であったことがうかがえる上、オンライン記録から、34年4月に、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員5人に確認したが、いずれも、「申立人のことを知らない。」と証言していることから、申立人が、当該期間において、同社に勤務していたことが確認できない。

また、申立人は、上述のとおり主張しているところ、オンライン記録から、申立人は、昭和34年1月5日にO社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる一方、33年8月1日にはL社に係る被保険者資格を喪失していることが確認できることから、O社への入社時期は同年秋ごろである可能性も否定できない。

しかしながら、O社の元事業主に照会したところ、その娘は、「父親は高齢で、昔のことははっきりとは思い出せない。会社も倒産してしまい、今は何も資料が無く、申立人の勤務期間については不明である。」と回答している。

また、O社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年7月1日に被保険者資格を取得した元従業員のうち8人に照会できたが、このうち3人は「申立人を知っているが、いつから勤務を始めたかは記憶していない。」と証言していることから、当該期間中の、同社における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

なお、申立期間②のうち、昭和34年1月5日から同年7月25日までの期間について、上述と同様、元従業員の証言等により、申立人のL社での当該期間に係る勤務実態は確認できないことから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

- 5 申立期間③について、申立人は、「昭和56年1月10日から10か月間ないし11か月間、P市Q町に所在したD社又はE社に勤務した。」と申し立てているところ、オンライン記録から、D社又はE社という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できないものの、R事業所という名称の適用事業所が確認でき、当該事業所は昭和51年7月1日にS社として法人化しているが、商業登記簿によれば、同社はP市Q町に所在していたことが確認できることから、申立人がS社に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、S社の元事務担当者は、「平成18年に会社を廃業した際、各書類及び帳簿は処分したため、申立人が勤務していたかどうかは不明であ

る。」と回答している上、申立期間③中に、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員二人に照会したが、いずれも「申立人のことは知らない。」と証言していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

また、上記元事務担当者は、「申立期間③当時、従業員を採用した際には、1週間以内に、厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出をしていた。加入記録が無いということは、本人の都合により、厚生年金保険に加入しなかったのではないかと思う。」と回答していることと、オンライン記録から、申立人は、申立期間③直前の昭和56年1月7日に国民年金に任意加入し、保険料の納付が確認できることを合わせて考えると、S社採用直前に、既に国民年金に任意加入していた申立人は、同社において厚生年金保険に加入しなかったことが推認できる。

さらに、S社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間③において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

- 6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和29年2月1日から30年2月1日までの期間、申立期間②のうち、33年4月3日から同年5月1日までの期間及び同年8月1日から34年1月5日までの期間、並びに申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①のうち、昭和30年2月1日から32年4月3日までの期間、並びに申立期間②のうち、同年4月3日から33年4月3日までの期間、同年5月1日から同年8月1日までの期間及び34年1月5日から同年7月25日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 29 日から 51 年 6 月 25 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 48 年 4 月 29 日となっているが、私は、51 年 6 月 25 日まで同社で勤務していたと記憶しており、その間も、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB職種に関する実務の経歴証明書及びオンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚の一人の証言から、期間は特定できないものの、申立人は引き続き同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時における申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除については不明である。」と回答している上、同僚からも具体的な証言を得られないことから、申立人の申立期間当時における厚生年金保険料の控除の状況について、確認することができない。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 1 日から 20 年 8 月 1 日まで

私は、A社に在職していた当時から、同社が従業員の標準報酬月額を減額して届け出ていることを知っており、同社を退職したことをきっかけに、年金記録確認第三者委員会に申し立てた。

給与から控除されている厚生年金保険料額は正しいが、A社在職時に実際に支給されていた給与額は、標準報酬月額よりも高かったため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社が保管している賃金台帳から、申立人の申立期間中の給与総支給額は、各月 24 万 9,375 円ないし 26 万円であったことが確認できる一方、当該賃金台帳から、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額か、又はこれよりも低額であることが確認できる。

また、A社が保管する健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書から、事業主が申立期間について、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 4 月 5 日から同年 6 月 30 日まで
② 平成 6 年 9 月 1 日から 7 年 6 月 30 日まで
③ 平成 7 年 9 月 1 日から 8 年 6 月 30 日まで
④ 平成 8 年 9 月 1 日から 9 年 6 月 30 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A氏を船舶所有者とする船舶に乗船していた期間が船員保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中は、B丸に漁労長又は甲板員として乗船しており、給料から船員保険料を控除されていたので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間当時、船舶所有者A氏において船員保険に加入していたことが確認できる複数の船員は、「申立人は、船舶所有者が事業をやめる平成9年ごろまで、漁労長として勤務していた。」と証言していることから、申立人が、申立期間において、A氏を船舶所有者とする船舶に乗船していたことが推認できる。

しかしながら、A氏は既に亡くなっている上、申立人は、「A氏の奥さんは亡くなった。娘がいるが、仕事には関係していなかったので、資料等は持っていない。」としていることから、申立期間の勤務実態及び船員保険の適用状況等について確認することはできない。

また、申立期間のうち、平成6年4月5日から8年4月5日までの期間について、任意継続被保険者の債権管理簿の索引票に申立人の氏名があり、当該被保険者資格を同年4月5日に喪失していることが確認できることから、申立人

は、6年4月5日に船員保険の被保険者資格を喪失後、同日に任意継続被保険者資格を取得したことが推認できる。

さらに、申立期間のうち、平成8年4月5日から9年6月30日までの期間について、申立人は、「申立期間の最後のころ、C県D市の歯科で受診したことがあり、その際、健康保険証を使用した記憶があるので、船員保険に加入していたことは間違いない。」としているところ、当該歯科医院が保管する申立人に係る記録から、申立人は国民健康保険証を使用して、当該医院に受診したことが確認できる上、E市役所は、「申立人は、平成8年4月5日に国民健康保険に加入し、現在も加入中である。」と回答している。

このほか、申立人のいずれの申立期間における船員保険料の控除についても確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 1 日から 54 年 7 月 31 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた当時の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額に記録されていることが判明した。

一部の期間について、給料明細書を保管しているので、調査の上、標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月分、同年 12 月分、54 年 4 月分及び同年 5 月分の給料明細書を保管しているところ、当該給料明細書から、申立人に対しては、オンライン記録を上回る標準報酬月額 10 万 4,000 円に相当する給与が支給されていることが確認できる一方で、当該明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はいずれも、オンライン記録による標準報酬月額の記録と一致している。

また、オンライン記録により、A社において、申立期間に厚生年金保険被保険者であることが確認できる女性元従業員二人の標準報酬月額は、いずれも申立人より低額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが当該従業員

の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立期間における申立人の標準報酬月額について遡^{そきゅう}及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間について、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月 19 日から同年 11 月 11 日まで
② 昭和 48 年 3 月 6 日から同年 12 月 21 日まで

自身の年金記録について、年金事務所へ相談に行ったところ、申立期間①及び②が、脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、脱退手当金は、申立期間②の後に支給されたこととなっているが、私が脱退手当金を受給した時期は、A事業所を昭和 47 年 4 月 28 日に退職した直後であるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の脱退手当金は申立期間②後に、申立期間①、②及びA事業所に係る厚生年金保険被保険者期間を基礎として支給されていることが確認でき、これらの被保険者期間はいずれも、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている上、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、「A事業所を昭和 47 年 4 月 28 日に退職した直後に脱退手当金を受給した。」と主張しているが、オンライン記録から、申立人は、A事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月半後にB社において厚生年金保険に再加入していることが確認でき、申立人は、「A事業所の退職後も働く意思があった。」としていることから、A事業所退職直後に脱退手当金を受給したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は、A事業所退職後に受給したとする脱退手当金の金額について、「約 9 万円であった。」と主張しているところ、A事業所は、「申立人に対しては、10 万 7,671 円の退職金を支給した。」と回答しており、申立人が記

憶する脱退手当金の支給額は、当該退職金の額に近い上、仮に、申立人が、A事業所を退職した直後に、脱退手当金を受給した場合の支給額（約3万3,000円）とは大きく異なっており、申立人の記憶には曖昧な点が見受けられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 7 月 1 日から 19 年 2 月 25 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所(昭和 18 年 12 月 31 日にB社C事業所に名称変更)に勤務した期間のうち、申立期間が労働者年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中からA事業所に勤務しており、給与から労働者年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間を労働者年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時のA事業所の事業主の義理の娘が、「申立人は、申立期間当時も勤務していた。」と回答していることから、申立人が申立期間においてB社C事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社C事業所は既に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に亡くなっている上、その義理の娘は、「当時の書類は保管していない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び労働者年金保険料の控除等の状況について、確認することができない。

また、申立人は、「申立期間中にD地方に所在したB社C事業所の本社に技能習得研修に行った。」と申し立てしているところ、同行した同僚6人と一緒に撮った写真を所持しており、オンライン記録から、このうち同社C事業所における労働者年金保険加入記録が確認できる4人は、いずれも、その資格取得日は申立人と同一日の昭和 19 年 2 月 25 日であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から労働者年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る労働者年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。